

雜 錄

個別的因果律に關して更に田邊博士の教を俟つ

左右田 喜一郎

參照 拙稿「個別的因果律の論理」(哲學雜誌第三百七十六號所載)

田邊博士稿「個別的因果律の論理に就きて」(左右田博士の教を乞ふ)(哲學研究第三十號所載)

拙稿「個別的因果律の論理」一篇誤つて田邊博士の目に觸れ、曩に拙著「經濟哲學の諸問題」に對して懇篤、精緻なる長文の批評を惠まれたる時余に對して余自身の問題の處在を最も明に指示せられたると同じく、更に個別的因果の問題に於て其の根本に深く潜める難問を抉剔して、余の思索の足らざる點と將來に於ける其の研究の方向とを明示せられたるに對して、平素同博士の余に對し

て與へらるゝ好意と刺激とに向つて懷抱する感謝の念を更に深くし、之に對して敬意を表すること更に一層厚からざるを得ない。

博士の今回に於ける批評文に於て余の思ふところを問はれたる要旨は、畢竟次の如く二項に分つて言ひ表はし得ることと思ふ。

第一、余が個別的因果律肯定の理由として擧げたるところは、悉く是所謂個別的觀念間の必然關係を可能ならしむる内面的價值實現の當爲に基く内的必然ともいふべきものであるから「カントの所謂自由の原因性を豫想するものであつて普通に

所謂因果と稱せらるゝ關係」即ち外的必然ともいふべきものとは異なる。無論「因果律の外的必然は特定の當爲の内的必然を豫想して成立するもので」あるけれども、「内面的當爲の内的必然と外的不可不の法則的必然とは全然同一視することを許さざるものである」。然るに余の説く所は一に内的必然にのみ關するのであつて、之を前提として成立し得る外的必然なるものを全く度外視せる誤まりに陥つて居る。「外的必然なるものは外的に前と後とに別たれたる二つの事實の間に成立するものであるから、之を偶然的繼起と區別するには其が普遍的法則に包攝せらるゝことに由るより外に道が無いのであつて、唯法則的普遍に基く不可不としてのみ其の結合の必然を語る事が出来る」ものである。「ウキンデルバンドヤリッカートが個別的因果律の可能如何の問題に就いて考へる所の史的事實の因果關係も亦此様な外的必然所謂不可不の必

然に外ならない事は」云ふまでもない。「之と全く意味を異にする内面的當爲の必然繼起關係を因果と區別すべきことは明かであつて縱へ此が個別的であるとしても、之に由つて個別的因果が基礎づけせらるといはれぬのは疑無いことであらう。若し此等の内面的當爲の必然も、之を因果の必然關係として理解せんとすれば最早個別的なるものではなく法則的普遍に包攝せらるゝものとならなければならぬ。」故に余が「個別的必然繼起の關係として考へたる個別的因果なるものは實は因果と異なる價值實現の當爲に基く内的必然であり、因果は矢張法則的不可不の必然關係たるべきものではあるまいか」と博士は問はるのである。

第二に博士の主張せらるゝ要點は以上の如く外的必然と内的必然とを區別して、史學の對象たる個別的必然繼起の關係を後者に認め、而して前者の因果的必然繼起は自然科学の法則的必然より外

にはあり得ないとしても、余の云ふ如く認識論上の二元主義を破壊して文化史學の獨立性を危ふくはしない。「因果以外の或は因果以上の當爲の内的必然を史學の繼起關係に認めるとするならば、史學は自然科学と異なる獨特の對象を有するのであつて、自然科学の法則的認識は唯其の個性記述の認識目的に役立つ手段に過ぎないといはれるであらう。」即ち史學の認識は必然繼起の事實を規定するに當り外的必然のみを以て足れりとせず、更に因果以上の當爲の内的必然結合の形式を要求する。「此の結合は因果の如く普遍の合法則性に基かざる純粹に個別的のものであつて此が史學の特色をなすのである。」余の説く所は「斯かる純粹個別的の必然繼起關係が可能なることを示すに止まり個別的因果の可能を立證するものではない様に思はれる」から之を以て余の「所論の目的たる個別的因果律の肯定は之に由つて可能となるといふに

疑なきを得ない」と博士は非難せらるゝのである。

以上兩項に互つて博士の主張し疑問とせらるゝ論點は頗る明瞭である、而して實に此の點に於て個別的因果律問題の中心點が横はれることも亦明かである。要するに問題は個別的、一回的概念間の必然繼起の關係に於て博士の所謂内的必然たる價值實現上の内面的當爲に係はりての必然關係と見らるべきものを、因果の必然關係として見んとする時には、必ず之を博士の所謂外的必然として理解することを要し、普遍的合法則性の中に包攝せしめざるべからずといふは、即ち拙稿に於て余がウインデルバンドの説く所として述べたるものに等しき主張であるが、果して之が認容せられざるべからざるものなりや否やといふことに歸する。

博士は之を肯定せんとし、余は之を否定したい。

茲處に問題の核心がある。

博士は之に對して兩面から各々例を擧げて其の論據を求めらる。即ち一は內的必然と外的必然とは全く獨立するといふことを證する例として、畫家が一の畫を畫く際に下す一の筆觸と次の筆觸とは、畫家の創造的過程に於て必然の關係を以て相繼起するものであるといふ事が出来るが、此の相繼起する筆觸の間に因果の關係が存するといふ事はいはれないといふことを以てし、他は例へば奈翁のウオータールーに於ける敗戦の原因として普通西軍の來援が佛蘭西軍の増援よりも早かつたといふ事實に於て此の如き歴史の對象たる個別的事件に於て、無論歴史の個性記述といふ認識目的たる內的當爲に係はつて、此等の事件の必然的繼起を考ふる事は之を前提とするとしても、而かも普通の意味に於ける因果の關係を其に認めなければならぬものがある。即ち此の二つの例に於て一

は外的必然を缺く內的必然を考へ得、他は內的必然より離れて外的必然を考へ得る事である。而して共に個別的一回的事件乃至概念間に必然關係の存在するに缺くるところはない。而も所謂個別的因果の問題は後者にのみ存すべくして、前者を云爲して個別的因果の可能を立證せんとするは、實に名義を紊るのみならず、實質上問題の中心點を貫いて居らぬといふ非難をせらるゝのが博士の論難の眞意なりと余は解した。

之に對して余は答へんと欲する。

今博士が擧げたる例を考ふるに、余は博士の主張する所に反對して、其の兩者の何れに於ても所謂內的必然を認め得ると同様に、又其の兩者の何れにも外的必然の關係を認め得べしと主張したい。先づ此の兩面の觀察から論歩を進めて博士の主張に答へて見たいと思ふ。

第一に以上の二例に於て共に何等かの意義に於

て博士の所謂内的必然の關係が存するといふことは余と共に博士自ら認容せらるゝ所と解して誤まりなりとはいへまいと思ふ。其の間の關係前者の畫家の例に於て明かにして後者のウオーターリーの例に於て明かならざる如きものあるは唯程度の差に過ぎない。博士の如く「一時代の思想が次の時代の思想に變移する際にも亦其の間に必然の關係を認め得」とせらるゝ如くんば歴史上の凡ての個別的一回的繼起に於て價值實現の見地よりして内面的當爲に係りての必然關係を見得ざるの理はないからである。即ち個別的必然結合の二要素を概念的に可能ならしむる内面的當爲としての價值を認容し得たりとすれば、之に依つて二要素間の繼起を以て價值實現の内的必然關係として觀察し得るに疑ひはない事と思ふ。唯其の間に内的必然關係を見得るに當つて多少直接間接の區別はあり得様と思ふが、其の究極に於て皆一樣に内面的價

値關係的必然結合を見得るに異なる所あるを發見し得ない。此の點は博士に於ても大なる異見を有せらるゝにもあらざる様であるから深く論ずる必要はあるまいと思ふ。

續つて第二の論點に移つて博士は畫家の例とウオーターリーの例とに於て其の所謂外的必然たる因果法則の觀察に關して後者の例に於ては之を見得るとするも前者の例に於ては之を見得ずとするに於て余と根本的に其の見解を異にせらる。此の點を解明するのが博士と余との各抱持する論點を最も明かにし得る捷徑と思ふ。

ウオーターリーの例に於ては博士は寧ろ内的必然の關係を其の内に見ざらんとする様な字句は用ひられては居るが、併し全篇の趣意から考へて此の如き内的必然の關係は、寧ろ之を前提として歴史的個性記述を可能ならしめられたる上に於て、之に外的必然の關係を見んとせらるゝものと思は

れる。且何れにするも此の例に於ては外的必然の關係を見んとせらるゝは博士自らの主張せらるゝ所でもあるから余が更に此の點に於て言を費すの必要を見ない。此の例に於て余の力説せんと欲するは寧ろ前段に於て述べた様に此の場合にも亦外的必然と離れて其の內的必然を畫家の例と同様に認め得べし即ち同一平面上に於て兩者共に當爲の內的必然關係を認め得べしといふことである。

此のウオーターの例に於て博士が寧ろ內的必然は前提なりとして後方に退かしめ、前面に於ては只外的必然の因果法的關係をのみ見んとするに余は反對したい。余は兩例に於て共に同一平面上に於て內的必然關係を見得べしとするのである。而して外的必然の關係につきて之を見れば、此の例に於て明かに之を認め得べしとするは博士の主張せらるゝ所であつて此の點は余にも異論はない。

只畫家の例に於て「相繼起する筆觸の間に因果の關係が存するといふことがいはれるであらうか」と博士は問はるゝが此の點については余の思ふ所は即ち異なる。是偏へに觀點の如何によることではあるまいかと余は答へたい。畫家の一筆觸と次の筆觸との間に於て目的論的、價值實現的、內的必然關係あるはいふ迄もない。之に對して他の觀點に立つた時にも、二の筆觸の間に物理的、外的因果必然の關係を見得ざるべしとは云ひ得ないことと思ふ。通常論理學の教科書に晝を以て夜の原因なりとはいひ得ないといふ事を以て時間的必然の繼起のみを以て因果の關係は説明すべからずといふ例にして居るが、併し之ともある一定の觀點に立つた時には晝は夜の原因なりといふに不思議はない筈である。同様に一の先だつ青色の筆觸が之に續く赤色の筆觸の原因なりと見得べき觀點は內的必然の關係を容るべき當爲以外決してあ

り得ぬとは余には考へられぬ。もし最初の筆觸が青色でなくして黒色であつたら次の筆觸が赤色ならぬ紫色であつたかも知れぬといふ意味に於て、此の兩者の間に物理的因果の必然關係を見得ぬとは言ひ得ないと思ふ。要は其の觀點如何にあることではないか。問題は其の此の如き觀點の可能如何といふとにあるのでなからうか。現に博士が擧げられたる他の例に於て一時代の思想が次の時代の他の思想に變はつて行くといふのを目的論的、ヘーゲル辨證法的に内的必然と考へ得る外に、吾々は明に物理的、外的因果關係を其の兩者の間に認め得るではないか。此の如き物理的、外的必然關係を可能ならしむる觀點が此等の例に於て絶對にあり得ないとは余には考へられない。

若余の茲處にいふ所にして誤まりなしとすれば、要は内的必然と外的必然とは同一の必然繼起關係に於て平行的に同一平面に於て可能なること

を示すものであり、此の如き内的並に外的必然を可能ならしむる二の觀點は一以て他に代はり又は一は他の前階段をなすべき如き關係にあらずして、同一個別的概念に對して同一平面に於て兩立し得べきことを示すものである。即ち博士の所謂内的必然と外的必然とは如何なる個別的必然繼起の關係に於ても、互に獨立して並存し得べきものである。是猶當爲を立して可能ならしめられたる個別的概念が、他方に而して同時に、自然科学的普遍概念の一 *Gattungsexemplar* として觀察せられ得ると同様である。余は此の點に於て何等の疑を搜み得ぬ。

然らば次に起る問題は如何。余が拙稿に於て前提したる如くに果して個別的原因と結果との概念構成を可能ならしむる當爲の確立を立證し得べしとすれば、其の之に依りて内存的に可能となるべき兩者間の必然關係を呼ぶに個別的因果律の各を

以てするを當れりとするべきや否やは、一見單純なる命名の問題に過ぎざるものであるが、尙且余が之を敢てしたる理由は、後に述ぶる事由以外に、博士の如く個別的必然繼起の關係に於て見られ得る所謂外的必然に對して此の名を與ふる事が、余にとつては却つて「不適當であるばかりでなく、更に之に對しては次の如き重大なる故障もある様に思はれる」からである。即ちウォーターの例に於て其の外的必然に對して博士は個別的因果律の名を與へんとせらるゝのであるが、此如きは余をして正當にいはしむれば、個別的因果律の名を以てすべきものではなくして、寧ろ普遍的因果律の個別的適用に過ぎざるものではないかと思はれるのである。所謂個別的因果律の名稱をして少しでも獨立の、特別の意義あらしめんとすれば、因果關係其のものが論理上の性質として個別的であらねばならぬ。單純に本質上個別的ならざる普遍

的因果法則の個別的適用乃至其適用の範圍が個別的なるのみであつてはならぬ。若此の後者の場合に個別的因果律の名を使用し得べしとするならば、普遍的因果法則の適用の場合に於ては如何なる場合かあつて個別的因果律の名稱を用ひ得ざるとがあり得ようか。此の如くんば自然科学の凡ての場合に於ても亦苟も因果法則が適用せらるゝ場合に於ては、凡て個別的因果律の成立を説かざるべからざるに至るであらう。然らば個別的因果律の特徴は何處に存する。凡て博士等の主張せらるる所は嚴格に個別的なる一回的なる内的必然關係を、普遍的なる因果法則の觀點によりて interpretせらるゝ場合を指稱せられて居るより以外には、個別的因果律の問題は存在せぬと論ぜらるゝが如くであるが余は之に服することを得ない。

此の點は一見單純なる命名問題に過ぎざるもの如くであるが、仔細に諸論者の説を検するとさ

は、個別的因果律の問題をして困難ならしめたる理由の大半は、此の命名問題とも見らるべきものに開聯して起つて居る。博士が明に分別せられたる價值實現の當爲に基く内的必然と法的不可不の外的必然とに對して、諸論者は此の個別的因果律の概念を適用するに於て左顧右盼適歸する處に迷へるものゝ如くである。試みにリッケルト、ジューマルの説をとり小異を捨て、大同につきて之を見れば、形而上的客觀界に於て見んとする個別的因果律も、經驗的認識に於ては之に相應するものは因果法則を基礎とするものならざるべからずとしウキンデルバンドは客觀的現實界については何物をも言はざる代はりに、經驗界に於ては一回的、個別的必然繼起に於て其の原因、結果、主客兩體の本質又は性格等を云爲して價值實現の必然關係を認容しながら而かも之を以て自然科學的、法則的なりとなす。若此の間に於て其自身論理上個別的なる因果律又は因果態(Kausalität)と、其自身は普遍的なる因果法則の個別的適用とを峻別することが出來、而して所謂内的必然と外的必然とは同一平面上に於て各獨立に併行し得るものなる事を見得たならば此の混亂はなくして濟むだことと思ふ。さりながら諸論者の等しく視つた個別的因果律なるものは、深く論理の究極を考ふるときは、皆共に或特定の當爲に照應して可能となりたる個別的必然繼起を以て價值實現の内面的必然關係を意味するものとなりとするに於て一致して居る事と思ふ。此以外に於て個別的因果律を考へ得べき可能はない。普遍的因果法則の個別的適用といふ事以外に個別的因果律が獨立の意味を有し得べき事は此以外にはあり得ない。只此の必然關係を目的論的に因果の關係と見たるに不拘、其の性質の根本的差異をも無視して只單純に因果關係なりとの故を以て、之を經驗界に於ける自然科學的

必然に關聯せしめて法則的なりと考ふるに至つたのである。是余の服する能はざる所である。併し余の云ふ如く此の如き内的必然を以て個別的因果律と稱するは不當なりといふならば其こそ單純なる命名問題に終つてしまふ。併し若普遍的なる因果法則の個別的適用以外に又は其の適用の範圍が個別的なりといふ事以外に、個別的因果律なるものが意義を有すべしとするならば、而して從來の論理家が欲して而して捕捉する事を得ざりしものを求むべしといふならば、余は正當に此の如き當爲の内的必然關係を呼んで個別的因果律と稱すべしと云ふに過ぎない。

終りに一言附加して置きたい事は、此の如き意義に於ける個別的因果律と時間概念 (Zeitbegriff) との關係如何といふ事である。此の問題は曩にカント、アーペンドに於ける余の講演の際にも桑木博士其の他の聽講者諸氏中より起なされた疑問で

あつたが、余は全く時間の概念より抽離して尙能く個別的因果の問題を解釋し得べしと其の時に主張したけれども、因果と時間概念との問題は既にカントにも大なる問題であつたし、此の點に於て重要なる異論を惹起し得べき事は想像し得らるゝことである。今田邊博士の余に對する駁論に於ての主張も、亦此の方面に於て其の論據を立し得べき事は容易に考へ得べきことである。即ち内的必然に於ては或程度迄は時間概念の介在を要する事なきも外的必然には之あるを要すべしとするや、又は内的並に外的必然に於て共に時間概念の介在を必要とすべきや、或は全く之を必要とせざるべきやは根本的に考究を要すべきことである。此の如くして吾等の問題も畢竟個別的因果律に於て時間概念は之と如何なる關係に於て立つべきやといふ事になる。恐く田邊博士の批評全文究極に於ては此の問題に其の燒點を有するものとして考ふべき

にあらざるか。

此の點は更に細論を要すべきである。殊に個別の因果律一般と其の一種としての史的因果律との關係を見るに於て時間概念は其の重要な役目を演ずべきであらう。さりとて他方に自然科學的の因果法則に於ては時間概念は一方に於て其の介在を要すること勿論なりとせらると同時に、他方に於ては歴史の意義に於ける時間概念は決して其の要素にはあらずともいひ得る。此くして問題は之を一般的に言ひ表はせば因果態一般と時間概念との關係如何といふ事になる。恐く此の點の究明が史學認識論に於て更に一新生面を開くべき次の壇場ではなからうか。

以上余は田邊博士に對して答へんと欲する所を盡した。之に對して更に示教を惜まるゝ事なくんば幸ひである。終りに臨み博士に對し重ねて深厚の敬意を表する。(七、九、二拾)

彙報

彙報

哲學倫理學會

哲學倫理學會は十月六日例年の如く遠足會を催し、奈良に遊びて雨中の景を賞したり。西田、朝永、藤井三教授も之れに加はれり。

心理學讀書會

大正七年十月三日午後三時半より、學生集會所に於て文學士福富一郎氏渡滿送別會、新入會員歡會を開き左の講演の後、晚餐を共にせり。

一、アットン Human Psychology に就きて

文學士 岩井勝二 郎君

二、初めて反應法を考案して精神の客觀的時間を測定したる

ドンデルスの實驗

文學士 檜崎淺太郎君

教育學會

十月十日午後六時より學生集會所に於て例會を開き、左の講演あり。

米國の近狀 エエル大學助教授 朝河貫一君

社會讀書會

九月十七日午後六時より學生集會所に於て守屋學士送別を兼ね